

特定事業者へのお知らせ

・土砂等搬入届出書及び定期報告書に添付する土壌検査結果証明書、水質検査結果証明書については、保健所職員が原本証明することで写しの提出が可能です。

・国及び県内市町村が発注する公共工事において、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例で許可を得た特定事業区域へ土砂を搬出する場合の土壌検査結果証明書を省略する場合として和歌山県建設発生土管理基準に準じて施行するものについては令和5年2月14日以降の搬出から認めることとしました。